

情報（各国の動向）

韓国の社会保障（第2回） 韓国「国民健康保険」について

小島 克久*

I はじめに

韓国では、わが国と同じように「国民皆保険」を達成した国である。しかし、その仕組みはわが国と大きく異なる。そこで今回は、韓国の医療保険制度である「国民健康保険」について取り上げる。

II 韓国の医療保険制度の沿革

韓国の医療保険制度の歴史は1960年代にまでさかのぼる。朴正熙（パク・チョンヒ）大統領時代の1963年に医療保険法が制定された。しかし、事実上任意加入の制度であった。1976年の制度改正で500人以上の事業所に雇用される者が強制加入となった。その後、強制加入の対象者の拡大が進められた。また、農村や漁村を対象とした地域医療保険が1988年に、都市部の自営業者を対象とした地域医療保険が1989年に実施された。これにより「国民皆保険」が達成された。なお、公務員と私立学校の教職員は「公務員および私立学校教職員医療保険」でカバーされていた（1979年から）。

韓国では1989年に「国民皆保険」が達成されたものの、保険者が多く（1990年で409）、保険財政や給付範囲の格差問題が生じた。そこで、金大中（キム・デジュン）政権時代に保険者の統合が進められた。1998年に「地域医療保険」（保険者数227）と「公務員および私立学校教職員医療保険」が統

合された。2000年にはすべての医療保険の保険者が統合され、保険者は「国民健康保険公団」となった。なお、保険財政の統合は2003年に行われた。そして、国民年金等の他の社会保障との保険料徴収統合が2011年に実施されている。

III 「国民健康保険」の概要

1 被保険者と保険者

「国民健康保険」の対象者（被保険者）は、原則として韓国に居住する者（外国人を含む）である。被保険者は、「職場加入者」（企業等で雇用されている者、公務員を含む）と「地域加入者」（自営業者等の雇用者でない者）があり、強制加入である。この区分は保険料の算定等の基礎となっている。なお、医療扶助（医療費補助に特化した公的扶助制度）の対象となる低所得者は、「国民健康保険」には加入しない。つまり、韓国では「国民健康保険」と「医療扶助」ですべての国民への医療保障を行っている。

保険者は「国民健康保険公団」という、中央省庁である保健福祉部から独立した公的な団体である（本部は韓国北東部にある江原（カンウォン）道原州（ウォンジュ）市）。よって、韓国の医療保険はひとつの公的な保険者が運営する「国営保険」である。なお、「国民健康保険公団」は介護保険の保険者でもある。

* 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長

2 財源（保険料）

「国民健康保険」の主な財源は保険料である（収入の82%，2014年）。保険料の算定方法は、「職場加入者」と「地域加入者」で異なる。前者の場合、標準報酬月額に保険料率（6.12%，2016年）を乗じた金額が保険料となる。この保険料を労使折半で負担する。私立学校教職員の場合、本人50%，雇雇主30%，政府20%の割合で負担する。保険料は給与からの天引きである。なお、所得が高い者は別に追加の保険料を負担する。後者の場合、世帯所得や資産（不動産など）、保有する自動車、年齢と性別を基準にして求めた「適用点数」に「単価」（179.6ウォン（約17円），2016年）を乗じた金額が保険料となる。これを被保険者が全額負担する。保険料は毎月被保険者が納付する。

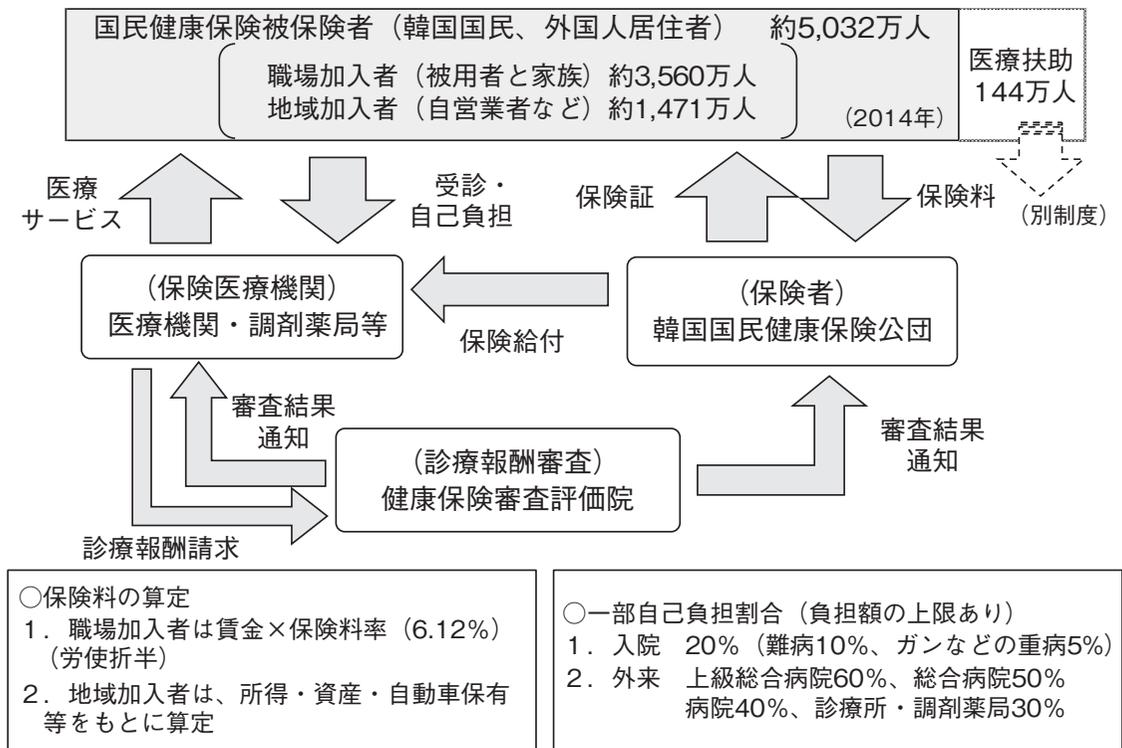
保険料の減免もある。まず減額される条件として、離島・遠隔地に居住している場合、被保険者

本人が海外居住で家族が国内に居住している場合などである。次に保険料免除の条件として、被保険者が兵役についている、矯正施設にいる場合などである。

なお、保険料以外の財源として、政府からの補助金（保険料見込みの20%相当）の他にたばこ税からの補助もあり、2014年で収入の10%，2%を占めている。

3 給付と自己負担

「国民健康保険」からの給付として、日常生活上の疾病に対する現物給付（医療サービス）、つまり、外来や入院による治療、リハビリ等の医療サービスが提供される。これらの医療サービスは、上級総合病院（規模が大きく、高度で専門的な医療を提供する病院）から地域の診療所、調剤薬局までのさまざまな種類の医療機関が担ってい



出所：韓国国民健康保険公団資料および統計をもとに筆者作成。

図1 韓国「国民健康保険」の仕組み

る。上級総合病院での受診は、原則としてその他の医療機関での受診の結果、必要と認められた場合に限られる。また、健康診断（原則2年に1回、無料）やガン検診（費用の90%を補助）も給付の対象となっている。なお、業務上の疾病、美容整形等は給付の対象外である。

「国民健康保険」には現金給付も存在する。具体的には、「疾病手当」（保険医でない医療機関で緊急に受診した場合）、「出産費」（自宅等の医療機関以外の場所で出産した場合）、「妊娠・出産の診察費の一部自己負担補助」、「超過自己負担補助」（一部自己負担が月120万ウォンを超えたときに、超過分の50%を補助）、「身体障害者の補装具」（基準の中で購入金額の80%）等がある。

「国民健康保険」にも一部自己負担がある（所得に応じた上限がある）。その割合は、入院の場合は原則20%（医療機関等の種類に関係ない）である。外来の場合は医療機関の種類等によって異なる。例えば、上級総合病院では医療費の60%が自己負担となる。一方で、診療所では医療費の30%が自己負担となる。

4 医療費（診療報酬）の支払

医療費は、患者の一部自己負担を除いた部分については、国民健康保険公団から診療報酬として医療機関に支払われる。医療機関は診療報酬請求を「健康保険審査評価院」に行く。ここでは、医療が適切に行われたか等の請求内容の審査を行

表1 韓国の医療保障（1995年～2014年）

			2000年	2005年	2010年	2014年	
医療保障の状況							
人口			(万人)	4,701	4,814	4,941	5,042
国民健康保険	被保険者数		(万人)	4,590	4,739	4,891	5,032
	職場加入者（本人と家族）		(万人)	2,240	2,723	3,238	3,560
	地域加入者		(万人)	2,349	2,016	1,652	1,471
医療扶助	適用者数		(万人)	157	176	167	144
国民健康保険							
保険財政	収入		(億ウォン)	98,277	210,911	339,489	505,155
	保険料		(億ウォン)	86,098	204,960	333,138	479,088
	支出		(億ウォン)	107,442	199,800	349,263	447,526
	医療給付費		(億ウォン)	92,856	183,936	337,493	428,275
	被保険者1人あたり保険料		(万ウォン)	18.7	43.2	68.3	95.5
被保険者1人あたり医療給付費		(万ウォン)	20.2	38.8	69.2	85.4	
保険給付の状況	給付の種類別	現物給付	(%)	98.5%	99.2%	98.5%	98.4%
		現金給付	(%)	1.5%	0.8%	1.5%	1.6%
	入院・外来別	入院	(%)	—	29.3%	36.4%	38.3%
外来		(%)	—	70.7%	63.6%	61.7%	
受診状況	平均受診回数		(回)	—	11.8	12.9	(2013年) 14.6
	平均入院日数		(日)	—	14.9	15.8	(2013年) 16.5
国民医療費	国民医療費に占める公的財源（社会保険および公費負担）の割合		(%)	49.0%	52.9%	56.7%	(2013年) 54.3%
医療提供体制							
主な医療従事者（人口1万人あたり）	医師		(人)	15.4	17.7	20.5	22.3
	歯科医師		(人)	3.8	4.5	5.1	5.6
	看護師		(人)	34.1	44.4	54.7	64.1
病床数（人口1万人あたり）			(床)	287,040	379,751	523,357	668,470
			(床)	61.1	78.9	105.9	132.6

注：1.医療提供体制のうち、医師には「韓方医師」を除く。

出所：保健福祉部統計より作成、ただし、「人口」は韓国統計庁データ、「受診状況」はOECD Health Data。

い、その結果を保険者である国民健康保険公団に通知する。その通知をもとに、公団は医療機関に診療報酬を支払う。支払制度は基本的には出来高払いであるが、一部には、DRG（2002年から）、P4P（ペイフォーパフォーマンス、2007年から）等が導入されている。また、診療報酬請求のためのレセプトの提出はほぼ100%電子化されている。

Ⅳ 韓国の医療保障の現状

韓国の医療保障の状況を2000年以降についてまとめたものが表1である。まず、「国民健康保険」の状況を見ると、被保険者数は2014年で約5,032万人であり、人口のほとんどに相当する。2000年以降の数値をみるとほぼ人口に見合った形で被保険者数が増加している。保険財政を見ると、収入は2014年で約50.5兆ウォン（約4.8兆円）であり、保険料収入が約95%を占める。支出は約44.7兆ウォン（約4.3兆円）である。2014年は収入が支出を上回っているが、年によっては支出の方が多。保険給付についてみると、給付の種類別では

現物給付（医療サービス）が給付のほとんどを占める。入院と外来別では、2014年で入院が38.3%、外来が61.7%を占めている。また、受診状況を2013年の数値で見ると、平均受診回数は14.6回、平均入院日数は16.5日となっている。なお、韓国の医療機関提供体制は表1の下の部分のとおりである。例えば人口1万人あたりで見ると、医師および病床数は2014年でそれぞれ22.3人、132.6床となっている。

参考文献

高安雄一『韓国の社会保障』、学文社、2014年。
 増田雅暢・金貞任（編著）『アジアの社会保障』、法律文化社、2015年。
 韓国国民健康保険公団“National Health Insurance System of Korea”，2015年。

国民健康保険公団webサイト <http://www.nhic.or.kr>
 (2016年5月31日閲覧)

韓国保健福祉部webサイト <http://www.mohw.go.kr>
 (2016年5月31日閲覧)

(こじま・かつひさ)